

【障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金】Q&A

(令和8年2月17日改定)

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 補助対象となるのはどのような事業所・施設ですか。 | <p>令和7年12月1日時点¹で、対象サービス（ホームページ参照）の指定を受けており、サービスを提供している者が対象となります。ただし、以下に該当する場合は申請できません。</p> <p><input type="checkbox"/> 政令市・中核市（神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市）所管の事業所 <input type="checkbox"/> 令和7年12月1日時点で休止中の事業所 <input type="checkbox"/> 当該支援金の申請時点で廃止している事業所 <input type="checkbox"/> 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人が設置する事業所（指定管理者制度による運営を含む） <input type="checkbox"/> 基準該当、地域生活支援事業（移動支援事業、地域活動支援センター等） <input type="checkbox"/> 基準上の設備を共有する事業所であって、「高齢者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金」の交付を受ける施設・事業所</p> |
| 2 | 申請にあたり、光熱費高騰等の影響額がわかる証拠書類の提出は必要ですか。 | 証拠書類の提出は不要です。 |
| 3 | 申請は法人単位ですか。事業所単位ですか。 | 事業所番号ごとの申請となります。なお、振込先口座が同一の場合、複数事業所分を法人単位でまとめて申請可能です。 |
| 4 | 同一の事業所番号で複数回申請することはできますか。 | 同一の事業所番号での申請は1回のみとなります。 |
| 5 | ひとつの事業所（事業所番号）で複数サービスの指定を受けている場合、支援金額はどうなりますか。 | 原則として、各サービスごとに算出した合計金額となります。 ただし、サービス区分の組み合わせにより、上記と異なる場合がありますので、ご留意ください。 <詳細は、別紙「支給単価の考え方」参照> |
| 6 | 基準上の設備を共有していない複数サービスについて指定を受けているが、ひとつの事業所として单一サービス分の金額が表示される場合、どうすればよいですか。 | 県にて確認を行いますので、コールセンターあてにご連絡をお願いします。 078-336-5304 【受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)】 |
| 7 | 表示されている定員が実態と異なる場合、どうすればよいですか。 | 県にて確認を行いますので、コールセンターあてにご連絡をお願いします。 078-336-5304 【受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)】 |
| 8 | 表示されているサービス種別のうち、一部のサービスが廃止となっている場合、どうすればよいですか。 | 廃止サービスを除いた金額での申請が必要となりますので、コールセンターあてご連絡をお願いします。 078-336-5304 【受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)】 |
| 9 | 高齢者施設と同一の事業所・施設であるか否かについては、どのように判断すればよいですか。 | 原則として、設備に関する基準における必要な設備及び備品等を共有しているか否かでご判断ください。 ※例えば、同一敷地内に生活介護事業所（障害）と通所介護事業所（介護）がある場合で、設備及び備品等を共用しているのであれば、「障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金（本事業）」と「高齢者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金」のいずれか一方のみの申請となります。 |
| 10 | 市町が実施する、物価高騰対策関連支援金との併給は可能ですか。 | 可能です。ただし、本補助金と市町が実施する物価高騰対策の補助金を充当する部分が重複する場合は、補助対象外となります。 |
| 11 | 令和7年度以前に実施された物価高騰対策関連支援金事業の補助を受けた事業所・施設が本事業の補助を受けることは可能ですか。 | 可能です。 |

【障害者施設等における光熱費等高騰対策一時支援金】Q&A

(令和8年1月23日)

| No | 質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | 事業の目的は何ですか。 | 光熱費等の高騰による利用者負担を軽減するとともに、報酬単価等が据え置かれている高齢者施設・障害福祉関係施設等が継続的・安定的にサービスを提供できるよう、一時支援金を支給します。 |
| 2 | 当支援金は使用用途の決まりはあるか。受給後に別途、使用用途の報告を県にする必要はありますか。 | 支援金の用途の決まりはありません。また、受給後の実績報告等も必要ありません。 |
| 3 | 運営法人は県内に所在するが、県外に所在する高齢者福祉施設についても給付対象となりますか。 | 兵庫県内に所在する高齢者施設・障害者施設等を給付の対象としていますので、県外に所在する高齢者施設・障害者施設等は対象となりません。なお、運営法人が県外に所在している場合は、高齢者施設・障害者施設等が県内（政令市・中核市に所在する施設等は対象外）に所在していれば給付の対象となります。 |
| 4 | 事業所住所が異なる場合、どうすればよいですか。 | 指定上の住所を確認するため、連絡をお願いします。 コールセンター：078-336-5304 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)] |
| 5 | 実績報告書を提出する必要はありますか | 実績報告書を提出する必要はありません。 |
| 6 | 施設名義の口座を振込先口座としてよろしいですか。 | 原則、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座を指定してください。 |
| 7 | 給付金の受け取りを関連会社や個人、第三者等に委託し、その者を名義とする口座を振込先口座としていいですか。 | 原則、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者御本人名義の口座を指定してください。 |
| 8 | 電子メールやFAXで申請できますか。 | できません。申請は、WEB申請、又は郵送をお願いします。 |
| 9 | 申請後の流れは、どのようにになりますか。 | 事務局で申請を受け付け後、審査を行います。内容に不備が無い場合は、交付決定通知をメールにて送付後、支援金を指定の振込先口座に振り込みます。なお、添付書類の不足や記載漏れなど、申請に不備がある場合は補正をお願いする場合がありますのでご承知願います。 |
| 10 | 交付決定の方法、振込時期はいつ頃ですか。 | 申請受付後、申請内容の審査の結果、適正と認められた場合は交付決定を行い、交付決定額を通知するとともに、指定口座に支援金をお振り込みします。給付金の振り込みについては、申請件数の状況にもありますが、申請から約1か月程度を見込んでいます。 |
| 11 | 申請した内容を修正したいのですが、どのようにしたらよいですか。 | 事務局側で修正可能な状態に差し戻しますので、連絡をお願いします。 コールセンター：078-336-5304 [受付時間:平日 9時～17時(土日祝日は除く)] |